

第 9 回 久慈市 農業委員会 会議録

令和 4 年 11 月 22 日 開催

久慈市 農業委員会

第 9 回 久慈市農業委員会議

- 1 日 時 令和 4 年 11 月 22 日 (火) 13 時 30 分 ~

- 2 場 所 久慈市役所大会議室

- 3 付議事件
 - (1) 農地法第 3 条の規定による許可について
 - (2) 農地法第 5 条の規定による許可について
 - (3) 農地法の適用外証明願いについて

- 4 協議事項
 - (1) 令和 5 年度農地等利用最適化推進施策に係る意見書について

- 5 出席者 24 名(出席者名簿のとおり)

- 6 事務局

事務局長	藤 原 亮 一
係 長	鶴 飼 勝 浩
事務局員	下 館 詩 織

第 9 回 農 業 委 員 会 議 出 席 者 名 簿

出席…○

農 業 委 員

議席	氏 名	出席
1	新 井 野 勉	○
2	三 上 昌 明	○
3	米 澤 豊	○
4	木 村 晴 子	○
5	田 村 英 寛	
6	鹿 糠 勇	○
7	中 塚 義 弘	○
8	小 倉 明	
9	上 村 信 志	○
10	高 倉 道 夫	○
11	宇 部 文 人	○
12	鹿 糠 勢 津 子	
13	大 鹿 糠 正 行	
14	柿 木 敏 由 貴	○
15	宇 部 繁	○

農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員

地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	
小久慈	岸 里 卓 見	○
長内	岩 崎 壽 吉	○
大川目	切 金 伸 広	○
夏井	中 川 原 広 志	
宇部	大 崎 惠 作	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松 野 下 富 則	○
山形	大 上 和 義	○
山形	長 内 廣 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	内 久 保 宏 明	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	類 瀬 徳 美	○

開会	13時30分
事務局長	<p>只今から令和4年度第9回久慈市農業委員会議を開催いたします。</p> <p>開会にあたりまして、宇部会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>お忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。</p> <p>昔は、方言で言えば、庭じまいと言って、農業を終えるという事でお祝いをしたのですが、今はそういう風習もなくなりました。</p> <p>11月25日に岩手県農協5連会長の小野寺さんをお呼びして研修会を予定してございます。ぜひご出席いただきますようお願いしたいと思っています。</p> <p>それから今日は、来年度の市長に対する要請活動に関わりましてみなさんからご意見をいただきたいとおもっています。本日協議いたしまして、12月14日に市長に要請をするという日程になっています。</p> <p>よろしく申し上げます。終わります。</p>
事務局長	<p>本日の欠席通告委員を報告いたします。</p> <p>5番田村委員、8番小倉委員、12番鹿糠勢津子委員、13番大鹿糠委員、城内推進委員、中川原推進委員より欠席通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、久慈市農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事については、宇部会長にお願いいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>それではこれより議事に入ります。</p> <p>まずは議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>久慈市農業委員会会議規則第10条の規定により議事録署名委員及び書記を、当職から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議無し」の声)</p> <p>それではご異議無しと認め、議事録署名委員に3番米澤委員、4番木村委員を、書記には事務局職員の鶴飼係長を指名いたします。</p> <p>それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の説明を願います。</p>
<p>下館事務局員</p>	<p>1ページをお開き願います。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。</p> <p>(以降、議案朗読説明)</p> <p>以上で、議案第1号の説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで現地調査員からの報告をお願いします。</p> <p>事務局からお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>中川原推進委員に確認をしていただきましたが、本日は欠席となっているため、代わりに説明いたします。</p> <p>現地は、〇〇町の△△線の途中のところに〇〇のバス停がございますが、そこを過ぎてすぐ公葬地の向かい側、道路沿いの畑でございました。</p>

	<p>現在耕作はしておりませんが、草刈りをして管理されている土地となっているという事を、中川原推進委員には確認をしていただいているところです。</p>
会長	<p>はい、ご苦労様でございました。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可について事務局の説明と現地調査員の報告が終わりました。</p> <p>質疑を許します</p> <p>(「無し」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可については特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議無し」の声)</p> <p>特に意見がないものとして決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
下館事務局員	<p>3ページをお開き願います。</p> <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。</p> <p>(以降、議案朗読説明)</p> <p>以上で、議案第2号の説明を終わります。</p>
会長	<p>議案第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査員からの報告をお願いします。</p> <p>大上推進委員さんをお願いします。</p>

<p>大上推進委員</p>	<p>付議番号1番、2番に関してご報告いたします。</p> <p>11月17日事務局2名と宇部委員、私と計4名で現地を見て参りました。</p> <p>付議番号1番、〇〇町の件ですが、場所は〇〇町を通っている旧国道と、堤防の間辺りに位置する場所です。耕作はしていませんが、農地としてきちんと管理はされており、周りに影響を及ぼす事もないことから許可相当と見て参りました。</p> <p>続きまして付議番号2番ですが、〇〇町の△△駅の、正面辺りにある場所で、周りの状況を見ましても住宅地に囲まれており、第3種農地という事でこれも問題ないものとして見て参りました。</p> <p>ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ご苦労様でした。</p> <p>付議番号3番からは、宇部文人委員さんお願ひします。</p>
<p>宇部文人委員</p>	<p>付議番号3番、4番、5番を私の方から報告させていただきます。</p> <p>付議番号3番、場所は〇〇町の国道〇〇号線沿いにガソリンスタンドがあるのですが、その中間あたり、〇〇建設に隣接したところになります。</p> <p>現地は周囲の立木はすでに伐採され一部盛土もされている状況でした。</p> <p>次に、付議番号4、5番ですが、〇〇町〇〇団地2号棟のすぐ向かい側になります。現地は、耕作はされておりましたが、草は刈られており農地として管理はされておりました。以上です。</p>

<p>会長</p>	<p>はい、ご苦勞様でした。</p> <p>付議番号6番に關しまして、上村委員さんお願いいたします。</p>
<p>上村委員</p>	<p>付議番号6番についてご報告いたします。</p> <p>ここは、8月の總會にかかった案件ですが、8月10日に事務局と私で見たとこゝろで、当時は物置を建てたいという事で申請があつたわけですが、今回は、家を建てたいということで見て来ましたが、8月に現地確認したときそのままになっておりました。家族が増えると地域の活性化にもなると思いますのでぜひ認めていただきたいと思つております。</p> <p>ご協議の程よろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ご苦勞様でした。</p> <p>次に、7、8、9番大上推進委員さんお願ひします。</p>
<p>大上推進委員</p>	<p>付議番号7、8、9番と説明させていただきます。</p> <p>同じく11月17日事務局2名、宇部委員、私と4名で見て参りました。</p> <p>7と8番ですが、〇〇町△△から〇〇に貫ける道路に面したところにして、位置図にございますように、〇〇町のふれあい広場という所の隣になります。</p> <p>耕作はしてないのですが、草刈り等はされておりきちんと農地として管理されておりました。こちらも、やむを得ないのかなと思つて見て参りました。</p> <p>次に付議番号9番ですが、この場所は位置図にございますように、〇〇病院に隣接する場所にして、周り</p>

	<p>はすべて休耕田となっており、第3種農地という事で、これも許可相当と見て参りました。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>はい、件数が多くて本当にご苦労様でした。</p> <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可について事務局の説明と現地調査員からの報告が終わりました</p> <p>質疑を許します</p> <p>(中塚委員 挙手)</p> <p>はい、中塚委員さん</p>
中塚委員	<p>付議番号9番に関してなんですが、売買価格を聞き逃したので、教えていただきたいと思います。</p>
事務局長	<p>売買価格ですが、若干高めではありますが、1,050万円と聞いております。</p>
中塚委員	<p>はい、わかりました。</p> <p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p> <p>(「無し」の声)</p> <p>なければ質疑を打ち切ってよろしいですか。</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。</p> <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可については特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議無し」の声)</p> <p>特に意見がないものとして決定いたします。</p>

	<p>次に、議案第 3 号農地法適用外証明願いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
<p>下館事務局員</p>	<p>17 ページをお開き願います。</p> <p>議案第 3 号、農地法の適用外証明願いについてご説明いたします。</p> <p>付議番号 1 土地の表示 ○○町 13-19-4 田 254 m² 他 2 筆 合計 307 m² 願出人は、記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は○○公民館の敷地となっておりますが、町内会の代表である願出人が地縁団体の認可申請の際、地目変更されていなかったことが判明したものであります。</p> <p>なお、公民館の建築年につきましては、固定資産評価証明書の提出によりまして、昭和 60 年に建築していることを確認しております。</p> <p>18 ページに位置図と地籍図を載せております。</p> <p>19 ページをお開き願います。</p> <p>付議番号 2 土地の表示 ○○町 21-131 畑 753 m²、願出人は、記載のとおりでございます。</p> <p>願出人が息子さんへ贈与しようとしたところ、農地法の手続きについて知らなかったため、地目変更されていないことにより適用外証明が必要となったものであります。</p> <p>昭和 30 年代に開墾事業により畑を耕作しておりましたが、昭和 50 年代には耕作を放棄するようになり、40 年以上の経過とともに山林化してしまったとの事であります。</p> <p>20 ページに位置図と地籍図を載せております。</p> <p>なお、位置図につきましては、縮尺の関係で右側が北方向となっておりますので、少々見づらいかもしれませんが、ご協力をお願いいたします。</p>

	<p>以上で、議案第3号の説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>次に現地調査員からの報告をお願いします。</p> <p>宇部文人委員さんをお願いします。</p>
<p>宇部文人委員</p>	<p>付議番号1番2番についてご説明いたします。</p> <p>付議番号1番ですが、事務局の方から説明がありましたとおり、場所は〇〇店さんの配送センターの近くになります。</p> <p>〇〇地区で、もうすでに公民館が昭和60年に建てられておりました。やむを得ないと思われれます。</p> <p>付議番号2番ですが、場所は〇〇小学校から△△の方面に向かって500mぐらい行ったところの右に入ったところで、周りは国有林なのですが、その国有林に面したところになっております。昭和50年頃から耕作されておらず、現地はかなり大きい木が立っておりました。</p> <p>ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ご苦労様でした。</p> <p>議案第3号農地法適用外証明願いについて、事務局の説明と現地調査員からの報告が終わりました</p> <p>質疑を許します</p> <p>(鹿糠委員 挙手)</p> <p>はい、鹿糠委員さん</p>
<p>鹿糠委員</p>	<p>付議番号1番ですが、公民館というか、伝承館という名称なのですが、ここは、町内会に売買されたのではないですよ。売買であれば、地縁団体に登記しなければならないのではないかと思います。いかがですか。</p>

会長	事務局お願いします。
事務局長	建物の名義は地域の団体の名義になっております。 土地は組合の認定になりますと、団体の名前で登記できる事になっているのですが、そのための許可ということで、団体の認可を受けたいとのこと。土地は個人の名義です。
鹿糠委員	わかりました。土地が個人名義であれば、例えば買う場合、地縁団体として買わなければ買えないはずですが、いかがですか。
事務局長	今、土地については願出人の名義になっており、認可団体の承認を受けて、その後はどのようにしていくのかという点では、おそらく、個人の土地に地域の建物が建っているわけですから、団体の名義に代えて行くのではないかと考えております。
鹿糠委員	現在、土地の名義は個人のままということですね。
事務局長	はい、願出人の方の名義のままです。
鹿糠委員	はい、わかりました。
会長	他にございませんか。 (「無し」の声) 質疑を打ち切ります。採決いたします。 議案第3号農地法適用外証明願については、特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議無し」の声)

	<p>特に意見がないものとして決定いたします。</p> <p>次に、21ページ協議事項（1）に入ります。</p> <p>令和5年度農地等利用最適化推進施策に係る意見書についてを議題といたします。事務局の説明を願います。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>21 ページ協議事項でございます。</p> <p>令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出についてでございます。</p> <p>まず、配布しております資料についての資料1から4まででございます、ご確認をお願いいたします。</p> <p>まず、資料1からになります。こちらは表紙になるわけですが、意見書の前文になります、一枚ものの資料でございます。</p> <p>次に、右上に 資料2 とかかれました、横長の資料、全部で8 ページの資料が意見書の具体的な内容になります。</p> <p>次に、資料3 こちらが意見書の提出に関わります法律の抜粋資料でございます。</p> <p>最後に資料4 ですが、遺伝子組換え表示制度に係る資料、以上4つの資料でございます。</p> <p>まず、最初に、資料3 をご準備いただきたいとおもいます。</p> <p>こちらが毎年、市長へ農業施策に関わりまして、意見書の提出をしておる訳ですけれども、その法律的な根拠でございます。はじめての委員の方もいらっしゃるしますので、一通り読みあげさせていただきます。</p> <p>農業委員会等に関する法律第38条第1項、関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出。農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務を、より効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策（以下「農地等利用最適化推進施策」</p>

鶴飼係長

という。)を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体(以下「関係行政機関」という。)に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。こちらの法律に基づきまして、毎年、12月に農業施策に係る意見書を市長に対して提出しているものでございます。

これは、県内どこの農業委員会も行っているものでございます。それでは、意見書の内容の方に入らせていただきます。

最初に検討委員会の報告をさせていただきます。

市長への意見書に係る検討委員会を、11月11日に開催いたしました。委員会では、委員長に宇部会長を、副委員長に間推進委員長を選任いたしました。委員長に代わりまして、私の方から報告させていただきます。

具体的に、資料1と資料2という事で説明させていただきますが、まず、最初に資料1の方ご覧いただきたいと思っております。

令和5年度 農地等利用最適化推進施策に係る意見書の前文でございます。この前文についてですが、12月14日に市長室の方で実際に意見書を渡すわけですけれども、その際に会長の方で読み上げるものでございます。こちらの案につきましては、岩手県農業委員会大会11月9日に盛岡の方で行われましたが、その際の要請決議・大会宣言等、参考にいたしまして作成しております。

本日は、読みあげの方は省略させていただきます。

次に、資料2の方ご覧いただきたいと思っております。

こちらが、具体的な要望の中身になっているものでございます。要望事項ですが、最初の1ページの左側でございますが、1番ということで、市の事業に関する事、ページをめくっていただき、5ページになりますが、左上2番ということで、国・県等に対する要望に関する事項という事で、大きく分けて二つ

鶴飼係長

の要望事項がございます。1ページに戻っていただきまして、資料2の概要の説明でございますが、表の左側から令和4年度、前回の意見書の内容になってございますが、そのすぐ横、右側ですが、取組み状況ということで、前回の総会の際に、市長部局の農政課さんの方から取組状況の報告があった訳でございますが、令和4年度の内容に対しての回答という事になっております。そして1番右端でございます、令和5年度の欄となっております、継続要望するとか、文言の修正、変更というメモの欄になってございます。

11月11日の検討委員会でございますが、こちらの意見書の項目ごとに、要望内容、それに対する回答などを基にいたしまして、継続要望する、文言の変更等協議いたしました。

90分ほどでしたが、時間をかけまして、様々な意見交換、内容の協議をいたしました。

前回になりますが、昨年度、同様に検討委員会を行った際に、7から8項目、修正や削除など多くの見直しを行ったこともありまして、今回は時間をかけて検討いたしました、変更したところは、二項目でございました。

今回は変更があった二項目について、私の方説明させていただきます。

まず、最初に6ページをお開き願います。

(3) 担い手の育成支援と農業経営安定対策についてでございます。こちらの水田活用直接支払交付金の関係でございますが、継続要望といたしますが、現在の状況に沿いまして、文言の修正をしようとするものでございます。

左側の、令和4年度の要望内容の所に取り消し線をひいております。ここの部分を、その下の太字の内容に修正する案でございます。修正案を読みあげます。

水田は、国民の食糧供給の基盤であるとともに、農業経営の

鶴飼係長

柱としている経営体が多いことから、今後も水田を有効に活用し地域農業を振興できるよう水田活用直接支払交付金の予算を確保すること。また、今般の水田活用直接支払交付金の運用見直しは、生産現場に与える影響が大きいため、水稻作付によらない水張り機能の確認や輪作年数の柔軟な設定など、生産現場の水田活用の実態を踏まえた運用とすること。

以上に修正しようとするものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

こちらの⑥遺伝子組み換え食品の表示関係でございます。

検討委員会の際に、事務局の方に宿題というかたちで依頼をされておりました項目でございますが、要望いただいた委員さんと協議をいたしまして、最終的には継続要望という事になりましたけれども、一部の文言を削除いたしまして、文章全体をスリム化させていただきました。内容に大きな変更はございませんが、1、2行を削除するという事で落ち着いた案でございます。

なお、別紙の資料、資料4を配付しております。

こちら、参考資料になるわけですが、遺伝子組換え表示制度の資料でございます。2023年4月1日から新しい中身になる一部制度が変更になるということでございます。

資料の方は、各自ご覧いただきたいのですが、変更の内容を簡単にお知らせいたしますが、遺伝子組み換えの不表示表示がより厳格化されるとのことでございます。

資料の最後のページになりますが、こちらのQ&Aの5番でございます。遺伝子組換えでない表示にするための条件を教えてください、とありまして、これがより厳格化させるという事になります。詳しい内容は各自ご覧頂きたいと思っております。

それから、検討委員会では二項目ございましたけれども、私の方から気づいた点をお諮りしたいと思います。7ページでござ

<p>鶴飼係長</p>	<p>いますが、(4)の ① 銀河のしずく米の関係ですが、要望内容の最後に、栽培エリアに県北地方と表示があるのですが、ここを久慈地方にしてはいかがかとおもいましてお諮りしたいと思います。</p> <p>以上、三項目についての説明を終わります。</p> <p>資料1の前文と、資料2の意見書の内容につきまして、併せてご協議をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、最後の所、銀河のしずく米のところですが、県北地方ではなく、明確に久慈地方としたらいかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それではそのようにしたいと思います。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは県北地方を、久慈地方に変更したいと思います。ありがとうございます。</p>
<p>会長</p>	<p>他にみなさんから何かございませんか。</p> <p>こういうのは取り入れて頂きたいというご意見がありましたらお願いします。</p> <p>昨年要望したものを、一項目ごとにみなさんからご審議していただきましたが、結果的には継続要望が多くなったのですが、慎重審議として一項目ごとに、みなさんからご意見をいただきながら、これは継続しましょうとか、ここは直しましょうとかという案を作りましたので、よろしくお願いします。</p> <p>12月14日に市長応接室で要請活動することにしております。</p>

	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは、この案で要請活動を行わせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>他に何かございますか。</p> <p>（鹿糠勇委員 挙手）</p> <p>はい、鹿糠委員さん</p>
鹿糠委員	<p>遺伝子組み換えを、久慈市で作付けしている人はいるのでしょうか。</p>
会長	<p>（鶴飼係長 挙手）</p> <p>鶴飼係長お願いします。</p>
鶴飼係長	<p>久慈市で、遺伝子組み換え作付けをしている人がいるか、いないかという情報はございません。</p>
会長	<p>鹿糠委員さんよろしいですか。</p>
鹿糠委員	<p>はい、わかりました。</p>
会長	<p>他に、よろしいですか。</p> <p>（「無し」の声）</p> <p>それでは、22ページ報告事項（1）農地改良等届出書の提出についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
下館事務局員	<p>22ページをお開き願います。</p> <p>報告事項（1）農地改良等届出書の提出がありましたので、</p>

	<p>ご報告します。</p> <p>(以降、報告事項の報告)</p> <p>以上で、報告事項(1)の説明を終わります。</p>
会長	<p>はい、報告でございます。</p> <p>特にありませんか。</p> <p>次に進ませていただきます。</p> <p>報告事項(3)農地法第3条の3第1項の届出書の提出についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
下館事務局員	<p>24ページをお開き願います。</p> <p>報告事項(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出がありましたので、ご報告します。</p> <p>土地の表示、届出人は記載のとおりでございます。</p> <p>全部で6件、届出事由は全て相続によるものです。</p> <p>以上で報告事項(2)の説明を終わります</p>
会長	<p>はい、いずれも相続です。</p> <p>よろしいですね。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>次に進ませていただきます。</p> <p>報告事項(3)会務報告、局長説明願います。</p>
事務局長	<p>それでは、26ページの方ご覧頂きたいと思います。</p> <p>会務報告でございます。</p> <p>11月9日水曜日は、岩手県農業委員会大会が盛岡市の都南文化会館で行われました。</p> <p>会長、高倉委員、小倉委員、間推進委員、大崎推進委員と参加をいただいております。</p>

<p>事務局長</p>	<p>その際、永年勤続表彰を間推進委員が受賞されております。 ご起立の方よろしく申し上げます。</p> <p>(間推進委員 「どうもありがとうございました。」)</p> <p>(会場 拍手)</p> <p>続きまして、11日金曜日は、来年度の農地等利用最適化推進策に係る意見書検討委員会を、この会議室で開催をいたしております。8名の委員に検討をいただいたところでございます。</p> <p>16日、17日は現地確認をしていただきました。</p> <p>4名の方に先ほどの説明のとおり、現地の方を確認いただいております。</p> <p>そして、本日の第9回農業委員会議を迎えたところであります。最後にコメ印であります、訂正がございます。</p> <p>12月の農業委員会議の予定であります、12月21日水曜日の予定でありましたけれども、23日金曜日の午後1時30分になっておりますが、午後3時30分に訂正をお願いします。</p> <p>12月23日金曜日、午後3時30分に大会議室に、訂正をお願い致します。この後、説明がございますけれども、そばの試食会の方を5時から予定しておりますので、会議を3時30分から開催したいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>報告事項(3)ですが、よろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>12月の農業委員会は、今局長が言ったとおり、金曜日午後3時30分からとさせていただきます。</p> <p>次はその他に入りますが、事務局から申し上げます。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>私から2点お知らせいたします。</p> <p>まず、25日金曜日に行います、久慈地方農業委員会連絡協議会の講演会についてでございます。</p>

鶴飼係長

開催につきましては、郵送でご案内しております。

11月25日、野田村えぼし荘の方で、午後2時から講演会を開催いたします。JAいわて農協五連会長の小野寺敬作氏を講師にお願いしております。

参加予定の方には、当日の座席図を配布しております。

座席に関しましては、市町村ごとのエリア指定となっております。久慈市は、入口を入りまして奥の方となっております。

当日も係員がおりましてご案内いたしますが、奥の方だという事でご確認いただければと思います。

また、市役所からの送迎バスについてですが、現在12名の方に送迎バスを利用するとご連絡をいただいております。

時間でございますが、13時15分に市役所正面駐車場から出発することになっておりますので、利用される方は遅れる事のないように集合願います。

なお、講演会後にはお持ち帰りのお弁当を準備しておりますので、お忘れにならないようにお持ちくださるようお願いいたします。

次に、2点目でございます。遊休農地解消事業に係るそば試食会の開催についてです。

開催連絡をお手元にお配りしておりますのでご覧頂きたいと思っております。本日は小倉委員長が欠席となっておりますので、私の方から代わりにお知らせいたします。

今年度、遊休農地解消事業として、そばの栽培を行ったところですが、小倉委員長の方からは、大変よいそばが収穫できたとの報告を受けております。そこで、そばの試食会を開催したいとおもいまして開催案内をお配りしております。

1、開催日時ですが、12月23日（金）17時から、だいたい1時間半を予定しております。場所でございますが、大川目市民センターになります。会費でございますが、1人3,000円程

鶴飼係長	<p>度で部会費より支出いたします。そばのほか、飲み物、折詰弁当等を用意する予定です。</p> <p>次に集合でございますが、当日は午後4時55分までに、直接会場の方に集合いただきたいと思います。</p> <p>次に送迎でございますが、希望する方は、市役所から大川目市民センターまで送迎いたします。こちら乗用車2台を確保しておりますので、10名限りとさせていただきますのでご了承願います。</p> <p>次に、出欠報告でございますが、参加を希望する方は12月19日までに事務局にご連絡を頂きたいと思っております。参加しない場合、連絡は不要でございます。</p> <p>最後にその他でございますが、12月の総会は23日の午後3時30分からここ大会議室で行います。</p> <p>一番下ですが、新型コロナウイルスの感染状況によりましては、中止という場合も考えられますので、その際には、ご了承願います。私からは以上です。</p>
会長	<p>事務局からの説明でした。</p> <p>みなさんから他にございませんか。</p> <p>なければ終了してよろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>以上を持ちまして、第9回久慈市農業委員会議を終了させていただきます。</p> <p>ご苦勞様でございました。ありがとうございました。</p>
閉会	14時30分